

滋賀県職員の懲戒処分等の公表基準

1 目的

この公表基準は、公務員倫理の確立と情報公開の観点から、知事が行った懲戒処分および人事管理権に基づく事実上の処分（以下「懲戒処分等」という。）を公表することにより、職員に公務員としての自覚を喚起するとともに不祥事の防止を図り、もって県行政に対する県民の理解と信頼を確保することを目的とする。

2 公表の対象

- (1) 地方公務員法に基づく免職、停職、減給または戒告の懲戒処分
- (2) 人事管理権に基づく事実上の処分で社会的な影響が大きいと知事が認めるもの
- (3) (1)または(2)に関連する管理監督者に対する懲戒処分等

3 公表の内容

公表する内容は、原則として次のとおりとする。

ただし、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して氏名を公表する場合がある。

- (1) 処分年月日
- (2) 処分内容
- (3) 事案の概要
- (4) 被処分者に関する事項
 - ア 氏名（免職または停職の場合に限る）
 - イ 所属
 - ウ 職名
 - エ 年齢
 - オ 性別

4 公表の例外

被害者が公表を望まない場合、被害者またはその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等、2および3によることが適当でないと認める場合は、2および3にかかわらず公表内容の一部または全部を公表しないことができる。

5 公表の時期および方法

- (1) 上記2の懲戒処分等を行った場合は、速やかに公表する。
- (2) 公表は、報道機関への記者発表または資料提供の方法により行う。

6 施行日

この基準は、平成17年12月27日から施行する。